

令和 8 年第 2 回嵐山町議会臨時会会議録
目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (6 月 3 0 日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
閉会の宣告	1 8

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第 3 2 0 号

令和 8 年嵐山町議会第 2 回臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

嵐山町長 佐 久 間 孝 光

1. 期 日 令和 8 年 6 月 3 0 日

2. 場 所 嵐山町議会議場

3. 付議事件

1) 工事請負契約の締結について（福祉課）

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（11名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	4 番	宮 本 大 裕 議員
5 番	小 林 智 議員	6 番	藤 野 和 美 議員
7 番	吉 本 秀 二 議員	8 番	森 一 人 議員
9 番	青 柳 賢 治 議員	1 0 番	畠 山 美 幸 議員
1 1 番	川 口 浩 史 議員	1 2 番	渋谷 登美子 議員
1 3 番	伏 守 勝 義 議員		

○不応招議員（1名）

3 番	橋 本 将 議員
-----	----------

令和8年第2回嵐山町議会臨時会

議 事 日 程 （第1号）

6月30日（火）午後2時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第27号 工事請負契約の締結について（（仮称）武蔵嵐山小学校学童保育室改修工事）

○出席議員（１１名）

１番	佐藤弘美	議員	４番	宮本大裕	議員
５番	小林智	議員	６番	藤野和美	議員
７番	吉本秀二	議員	８番	森一人	議員
９番	青柳賢治	議員	１０番	畠山美幸	議員
１１番	川口浩史	議員	１２番	渋谷登美子	議員
１３番	伏守勝義	議員			

○欠席議員（１名）

３番	橋本将	議員
----	-----	----

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	儘田直子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
馬橋透	総務課長
太田直人	福祉課長
下村治	教育長
久保哲也	学校統合推進課長

◎開会の宣告

○狹守勝義議長 皆さん、こんにちは。第2回臨時会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。よって、令和8年第2回嵐山町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

皆様をお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話をご遠慮ください。

(午後 2時00分)

◎開議の宣告

○狹守勝義議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○狹守勝義議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により

第11番 川 口 浩 史 議員

第1番 佐 藤 弘 美 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○狹守勝義議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日午後1時30分より議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

森議会運営委員長。

○森 一人議会運営委員長 議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回臨時会を前にして、本日午後1時30分から議会運営委員会を開会いたしました。

出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として狹守議長、出席要求に基づく出席者として佐久間町長、中嶋副町長、馬橋総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

審議案件は、長提出議案の工事請負契約の締結ということでございます。その後、委員会で協議した結果、第2回臨時会は本日6月30日の1日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定いたしましたことをご報告いたします。

○狹守勝義議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、委員長報告のとおり本日1日限りにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○狹守勝義議長 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、本臨時会の予定及び議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。長提出議案、工事請負契約の締結であります。

提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狹守勝義議長 日程第4、議案第27号 工事請負契約の締結について（（仮称）武蔵嵐山小学校学童保育室改修工事）の件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第27号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第27号は、工事請負契約の締結について（（仮称）武蔵嵐山小学校学童保育室改修工事）の件でございます。

（仮称）武蔵嵐山小学校学童保育室改修工事の施工に関し、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから、議案第27号、細部につきまして説明をさせていただきます。お手元の議案を御覧ください。

議案第27号は、（仮称）武蔵嵐山小学校学童保育室改修工事につきまして、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

議決をいただく事項でございます。項目でございます。

- 1、契約の目的でございますが、（仮称）武蔵嵐山小学校学童保育室改修工事であります。
- 2、契約の方法でございますが、一般入札、事後審査型でございます。
- 3、契約の金額でございますが、3億195万円でございます。うち消費税額は2,745万円であります。
- 4、契約の相手方でございます。埼玉県東松山市葛袋229—1、株式会社森田建設、代表取締役、森田孝一氏であります。

続きまして、議案第27号の参考資料を御覧ください。

- 1、工事名でございますが、（仮称）武蔵嵐山小学校学童保育室改修工事でございます。
- 2、工事の概要でございますが、1として、学童保育室改修工事は、改修、建築一式、電気設備一式、機械設備一式の工事でございます。2、外構改修工事は、改修工事であります。3としまして、解体工事であります。

工事の概要につきましてご説明いたします。1、学童保育室改修工事及び2、外構改修工事がありますが、お手数ですが、参考資料の4枚目から図面を3つつけてございます。図面の右下の図面番号A—008を御覧ください。菅谷中学校の敷地を含めた平面図でありまして、真ん中上段の斜線で示す建物が教室棟、今回の工事箇所になります。

続きまして、次の図面でございますが、右下図面番号A—13が、現状の菅谷中学校教室棟1階の建物平面図でございます。

続きまして、3枚目の図面でございますが、右下図面番号A—14が改修後の1階建物平面図でございます。方位は、建物平面図上部が北側、下部が南側になります。

建物平面図を比較いたしますと、一番西側の生徒会室は調理室に改修されます。A—13とA—14を比較いただきたいと存じます。東側に向かいまして、パソコン、PC室から被服室までを1支援単位ごとの学童保育室に改修してまいります。なお、改修前の図面でPC室から特別支援学級1—1と1—2にある仕切りの壁はそれぞれを撤去し、改修後、図面のとおり新たに仕切り壁を設置するものです。新たに仕切り壁が設置されましたら、各部屋は床材をクッションフロアに張り替え、8畳の畳スペースを設置いたします。

また、廊下の北側につきましては、改修前が男女トイレが西側と東側に設置されておりますが、改修後は、西側のトイレにバリアフリートイレを併設した男子トイレ、東側は女子トイレといたし

ますが、一部共用トイレを併設した改修といたします。トイレの床面は現行の湿式から乾式に改修いたします。

また、一番東側の現行被服室は一部間仕切りを行い、体調不良の児童のための救護室を新たに設置いたします。被服室、北側の被服準備室は、職員事務室に改修いたします。

次に、電気設備工事でございますが、内容といたしましては、新たに改修される各保育室におけるコンセント設備あるいは電灯設備の工事であります。こちらには電灯設備の工事には非常灯、誘導灯、火災報知機も含まれます。

次に、機械設備工事でございますが、内容といたしましては、給排水設備の改修や空調設備の設置工事でございます。

続いて、2、外構工事でございます。外構工事は、南側のテラス部分に手すりを設置するほか、車椅子利用に対応するため、職員事務室側にスロープを新設いたします。また、図面真ん中の上部に配膳室がございますが、改修後は上層階に対するスロープ設置がバリアフリー法により定められていることから、こちらにも新たにスロープを設置するものでございます。そのほか空調設備用の室外機の基礎の設置等でございます。

続いて、3の解体工事でございますが、菅谷中学校1階の改修工事が終わり、現菅谷小学校学童保育室利用児童の引っ越しが完了した後、現在の菅谷小学校地内の学童保育室の建物2棟を解体いたします。そのほか、体育館の渡り廊下に隣接する昆虫飼育小屋、物置用倉庫、併せて解体撤去するものでございます。

以上が改修工事に関する大まかな内容でございます。

参考資料の一番表紙に戻っていただきたいのですが、3の請負業者等審査選定委員会でございますが、令和8年5月29日に開催いたしました。

4の公告期間でございますが、令和8年6月1日から6月15日まで実施いたしました。

5、入札参加申込み締切日は令和8年6月10日であります。

6、仕様書の閲覧期間でございますが、公告期間と同様であります。

7、質疑応答書提出日は令和8年6月4日、8、質疑応答書回答日は令和8年6月9日ですが、質疑についてはございませんでした。

9、開札年月日でございますが、令和8年6月16日でございます。入札結果につきましては、参考資料表紙の次ページの入札結果の表のとおりでございます。入札参加者は、株式会社森田建設本店、松坂屋建材株式会社本店の2社でございます。

続きまして、10の落札候補者、入札参加資格審査及び認定日でございますが、令和8年6月22日であります。

11、入札参加業者でございますが、先ほど御覧いただきました入札結果表のとおりでございます。

12、工期でございますが、議会の議決をいただいた日から令和9年3月31日であります。

13、契約保証金でございますが、請負代金の100分の10以上の金額であります。

14、契約金の支払い方法でございますが、前払金につきましては、請負額の40%以内の1億2,070万円を支払い、残金1億8,125万円につきましては、完成引渡し後一括払いとするものでございます。

15番は参考図書でございますが、先ほど御覧いただいたとおりでございます。参考資料の表紙以降、入札の結果表、それから建設工事請負仮契約書の写し、それから、先ほど御覧いただきました3種類の図面を添付させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） この図でありますけれども、学童保育室は4教室というふうに説明あったと思うのですけれども、これだと5室ということになりますよね。病気か何かの子どもたちの説明があったようだけれども、そのときにほかのところ見ていたので、もう一度お願いできればと思います。

それから、前回の入札参加者数は何社だったのか。そのうち、今回の入札に参加している業者がいるのか、伺いたいと思います。

それと、入札条件は何かつけていたのか、伺えればと思うのです。

今回、参加業者が共に株式会社なのですけれども、ちょっと内容的にはどうなのですか。町内業者でもできたのではないかなと思うのですけれども、町内業者にしてもらって、町内業者の育成という方向は考えなかったのかどうかを伺いたいと思います。

それから、落札率を伺いたいと思います。

それから、調査基準価格って、最低制限価格を消して書いてありますけれども、これはどういう意味なのでしょう。伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、先ほどご説明させていただきました参考資料の図面で、右下の番号のA—14、こちらが改修後の図面となります。議員ご指摘のとおりA—13と見比べていただきますと、一番東側が被服室、現状は被服室になってございますが、被服室の上3分の1と言ったらいいでしょうか、そこに間仕切りをつくりまして、ここの中に、職員事務室と並行しまして、具合が悪くなったお子さんが休める救護室をつくりまして、その下のもともとの被服室の部分は間仕切り後、学童保育室のスペースとなりますので、全て保育室でいきますと5部屋になります。

御覧いただきますと、それぞれの教室が、現状ですと、先ほどもご説明しましたが、パソコンルーム、それから倉庫、特別支援学級の1—1、1—2、この間の壁が3つございますが、このうち

のパソコンルームと倉庫の壁をまず取りまして、西側に壁を移動することによりまして、1つの部屋で68.49平米の大きさになるものでございます。ちなみに部屋の面積はA-14の左上に記載がございます。西側から1つずつ、仮称なのですけれども、学童保育室1、2、3、4となりまして、一番右の、先ほど申しました被服室を改修後、学童保育室5として、全てできますと5部屋で対応するという形になります。

以上でございます。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 私のほうから、2点目の、まず前回何社というところですけども、前回は一応3社が手が上がりましたが、2社が辞退で、1社だけ入札、応札があったということでございます。今回、同じ業者が入札しております。

それから、条件というところですけども、要件につきましては、埼玉県内に本店または契約締結の権限を有する代理人を置く支店、営業所を有するもの。業種要件につきましては、経営事項審査の総合評点値が700点以上であること。それから、施工実績につきましては、令和3年4月以降から公告日までの間に、国または埼玉県及び埼玉県内の市町村の地方公共団体等が発注した請負金額1億円以上の改修工事の実績のある業者ということで条件を定めております。

それから、町内業者にということでしたけれども、今回は一般入札ということで、今の条件に該当する業者さんが入札できるということになっておりますので、金額的に町内優先にという考えは一応ございませんでした。

それから、落札率につきましては99.67%です。

以上です。

〔「調査基準」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それから、調査基準価格ということですけども、こちら、前回、最低制限価格を下回った金額が入ったということで、少し低い金額でも取りたいということで低入札の制度を実施しておりまして、低入札の制度を実施しますと、その最低制限価格というところが調査基準価格という名前に変更するということでございます。それで、その低入札制度を実施した場合には、そのさらに下に失格基準価格というのを設けまして、その失格基準価格というところまでは一応契約できるということになりますので、そういった形で今回名前が、最低制限価格から、今回の調査基準価格というところ、名前を変更しているというところでございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 教室数なのですけれども、前の説明では4教室で足りるという説明だったと思うのですけれども、この5教室にする理由は何なのか、伺いたいと思います。

それから、前回と同じ業者が今回入っているということで、それは理解しました。

町内業者のことは、点数的にもちょっと無理だということで、駄目だという説明だったと思うのですが、どうなのでしょうね。仕事内容からして、町内業者でもできるのではないかなと思うのですが、課長の感覚としてどうか、ちょっと伺えればと思うのですが。

それから、落札率が99.67、これは見事なもの感じがしますよね。私は前回、最低制限価格を下回ったので、これ職員からの漏えいはなかったのだなって、ないから、まともに競争が働いて、制限価格以下になったのだらうなと思いました。これすごいなと思ったのですが、99.67だと、大丈夫なのかなと。漏れていたのではないかなと、これ疑い持ってしまうのですが、どうですか。今、率を聞いたので、ちょっとびっくりしましてね。その辺について伺いたいと思います。

それから、調査基準価格、低入札と言ったのかな。ちょっとよく聞き取れなかったのですが、これが2億5,336万8,000円ということで、例えば2億4,000万円が入っても、札入れても、それでもいいよということの意味なのか、伺いたいと思います。もしそれでよければ、どこまでいいのか。2億3,000万円でもいいのか、2億2,000万円でもいいのか、その幅というのは当然あるのだらうなと思うのですが、ちょっとそれを伺いたいと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 学童保育室につきましては、1支援単位が40人以下という形の基準がございます。現状、2支援単位のところと1支援単位のところと、各学童で支援単位は違いますが、40人の支援単位数を5部屋で掛けますと200人ということで、まず受入れが可能でございます。

また、今議会ではございませんが、過去に七郷小学校の学童保育室、こちらにつきましても、学校再編に伴う学童保育の再整備方針の中で、一定期間、七郷の学童保育も残置するという見込みでいまして、今回の改修の200にプラス40で240の枠を確保できるということでご説明をさせていただいていたかと思います。したがって、4教室ということでなく、5教室は従前から変わらないものでございます。40人掛ける5ということで200ということなので。

以上でございます。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうから、町内業者はどうして選ばなかったのかというご質問がありましたので、これについては一応建築の評価が700点以上、そして実績を求めました。なぜかといいますと、非常に工期的にも厳しい工期であると。そういったことで、指名会議の中で、そういった一般競争入札の制限を設けたということでございまして、これに対応できるような業者を応札していただいた。特にやはり代理人、こういった代理人等も置かなければならない。それには、ある程度そういった代理人が務まるような、いわゆる人数的なものも持っている業者でないと、今のこの時期で発注した場合には代理人が指定できないということもあるのです。それなので、この条件に当てはま

る業者はもっとあったと思いますけれども、応札してきたのが2社だったというのは、そういった事情もあろうかと思います。

それから、もう一点、落札率のことでご質問いただきました。落札について、いわゆる職員から漏れたというような、そういったご質問がありましたけれども、そんなことは絶対ございません。

そういった根拠のないご質問はぜひご遠慮いただきたいというふうに思います。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 今回の低入札の制度ということなのですが、こちらで建設工事低入札価格調査制度というのがございまして、その制度を活用しますと、先ほど言いました最低制限価格というところを調査基準価格というものに変えまして、さらにその下に失格基準価格というのを設定することができます。今回の失格基準価格ですけれども、2億2,536万円でした。ですので、その間に入れば一応契約の土台にはのるといいますか、これは審査に時間がかかりますので、契約するまでに多少の時間を要するのですけれども、一応資格はあるということでございます。

以上です。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 分かりました。なるほど、町内業者、そうだね。工期が3月31日までですから、ちょっとそこは、なるほど。そうかということで、そういうご説明、分かりました。

入札率ではなくて落札率なのですけれども、根拠がないと副町長おっしゃったのですけれども、私、比企広域の議員をしていたときに、これ東松山の議員さんがよく言っていたのは、96%かな、97%だったかな、それを超えると談合があったと思われるという、そんなことでよく質問していたのです。救急車なんて98%ぐらいが何か当たり前でありまして、それで、こういうことが疑われるのだということをその方おっしゃっていて、なるほど、96だったかな、97だったか、95だったかな、ちょっと私もはっきり覚えていないのですけれども、99ですからね。私、持っていないので、そういう情報が漏れているよなんて、あるいは談合があったよとか、そういうのは聞いていませんので、ですから、きちんとこれお答えいただければ結構ですので、そういうことでお聞きしたのです。96だか、97だか、95だか、そこを超えて落札率というのは、一般的に言われているのだと、談合があったのではないかということだね。今回、漏れいも含めて、ちょっとそれお聞きしたのですけれども、重ねてちょっと伺いたいと思うのですけれども。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

今回の1回目が最低制限価格を下回って入札が入ったということで、次の契約の準備をするときに、少しだけですけれども、設計額をこちらも下げています。また下回ってしまつてはもったいないということがありますので、下げられる範囲で少し下げています。相手の業者さんも仕事を請け負いたいという意思が多分あったので、また下回ってはしょうがないということで、多分少し上げ

て入れてきていただいているというところが、そこで歩み寄っているというのもあると思います。ですが、その99%というのは本当たまたまの数字でして、こちらが操作したものでは決してございません。

以上です。

○狛守勝義議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、ちょっと遅れてしまって。

それで、この設計図を見ますと受水槽というのがあるのですが、この受水槽というのは、初めからあるものなのですか。A—014。この受水槽というのは、だから水道関係に関しては、学童保育の部分と、その上からの部分と分かれていくのかなというふうに今一瞬思ったのですが、その点について伺いたいのと、あと学童保育の1人当たりの平米数というのは1.8平方メートル以上だったので、この人数でいけるということによいのでしょうか。そこのところを伺いたいと思います。ちょっと計算がぱっとできないので。

○狛守勝義議長 その2点でいいですか。

○12番（渋谷登美子議員） はい、いいです。

○狛守勝義議長 久保学校統合推進課長。

○久保哲也学校統合推進課長 お答えいたします。

まず受水槽についてですが、受水槽についてはもともと学校に設置されている受水槽になります。今回の工事で新しく受水槽を設置するものではございませんので、学校と学童が共用で使うような形になります。ただ、それぞれで使用量が分からないといけませんので、学童で使う分には子メーターを設置して、学童で使った分が分かるような形で運営していくというような形になってございます。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 学童の1人当たりの平米の基準でございますが、1.65平米、畳1畳でございます。1.65平米以上ということで、1.65が最低です。この68.49平米でいきますと、41.5人というような計算が成り立ちます。したがって、先ほど川口議員からもお話がございましたが、部屋としては、各部屋40名ずつを入室していただくことで、5部屋で、一番右の被服室は少し面積大きいですが、1支援単位という考え方でいきますと、5部屋ですので、40人ずつの200名が受入れ可能という解釈でございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 水道の問題なのですが、多分、分からないのですが、夏なんかはプールを出すとか、そういったことも考えられるのではないかと思います。水道は基本

的に飲料水と、それからトイレの水と下水と、それからそういうふうな形のことは考えられていて、それで水道は新たにそういうふうな形のものをつけるということで、すみません、同じように電気料もそのような形でカウントできるようにシステムのようになっていくというふうに考えていいのでしょうか。この水道料と電気料に関しては町が負担ですよね。ということを伺います。

○狛守勝義議長 久保学校統合推進課長。

○久保哲也学校統合推進課長 私のほうから、水道と電気のそれぞれの施設で分けられるのかというような技術的なところをお答えさせていただきます。

電気も含めて、先ほど申し上げた水道と同じように、学童で使用したもの、学校で使用したものというのが分かるような形で仕組みとしては考えてございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 度々で申し訳ないのですが、そうすると、そういうふうな設計になっていて、今、電力なんか、多分一緒になっているのではないかなと思うのですが、今後のことで、今、民間委託になっているのですが、全面的に民間委託にするということは考えられなくて、電力というのと水道料というのは、新たな需用費は嵐山町が持つという形で考えていくということではよろしいのですよね。そこのところちょっとはっきりしたいと思うのですが。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 すみません。今、ちょっとその詳細が手元にないのですが、議員おっしゃるとおり建物が公共の施設になりますので、水道、電気という部分は当然出てきますが、関連というか、ちょっと違いますが、今回の工事の中で、例えばインフラでいきますと、ネット回線ですとか、そういったものは別途もう切り離してするとか、あと既に学校の中でセコムが入っているわけなので、すけれども、これも学校施設として入っている部分が、1階は学童保育室になるので、これから今日議会の議決をいただいた後、工事業者とそういった関連する業者と打合せをしていくのですけれども、そういった部分も含めて基本的には分けていくというところをできる範囲で分けていく。システム上分けることができないといった場合にはどこかで、集合盤というか、そういうところにアクセスをさせていくとかということも考えているのですけれども、基本的には学校と別で考えるということでございます。

料金関係はちょっと調べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○狛守勝義議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この工期、仮契約でいきますと3月31日ということになっています。我々も予算のときにも説明を受けていますけれども、国の補助金がかかなり有利なものでこの工事に入っていくというふうに伺っているわけですが、その辺の工期の絡みの部分ですね。これを例え

ば3月31日ではなくて、その前にしなくて、必ず31日まで終わるのだらうというもとの契約になりますので、その辺についてはこういう仮契約書の在り方でいいのかどうかということです。いわゆる3月31日まで終わらないと、とにかく国の有利な補助金というのは、減額になるなり、不安な部分があるのですが、それについてお伺いしておきたいと思います。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 工事の工期でございますが、先ほど今回のこの契約2回目ということもあります。議員ご心配のとおり、私どもも1回目の入札が落ちなかった関係で、約2週間ぐらいのずれが出ております。ただ、それらも含めまして施工業者とはこれから、学校のほうとも詳しい打合せをしながら工期内に完了するようということを目指しております。

また、3月の議会でしたが、学童の児童がいつ頃転居できるのかということでもございましたが、それにつきましても、現状では2月上旬ぐらいまでには何とか転居できれば、そういった意味では工期3月末まで余裕を持ってという表現が適切か分かりませんが、一定の期間は確保しておかないとならないと考えておりますので、3月末までとさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 子どもたちのこちらに来る通路なのですけれども、南側にテラスと手洗い場とかがあるのですが、昇降口が一番大きいお部屋との間、東側のお部屋と真ん中のお部屋の間に昇降口があるのですけれども、子どもたちはこの中学校のポーチを抜けてテラスを通過して、昇降口から入場するような形になるのでしょうか。お伺いします。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 平面図がなかなかちょっと見づらい部分がございます、大変申し訳ございません。A-14番を見ていただきます。南側の、例えば真ん中の辺で、先ほど一番西側で学童保育室1ということで暫定的にお伝えしましたが、手洗い場という表示が見えますでしょうか。このところに引き戸をつくりまして、学童保育の児童につきましても、基本的にこのテラスから直接各部屋に入っていく、そういうイメージでございます。

ただし、畠山議員がおっしゃるとおり、一番東側のポーチ、スロープ、昇降口でございますが、ここは既存の建物がこういう形状になってございますので、ここを取り壊すことができない部分と、あと非常時の避難ということも考えますと、ここは残していく必要がありますので、こういった形になってございますが、基本的には各学童の入室は、このテラス側から入っていただくという考えでございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 大体、今の学童もそういうところのつくりなのだなと思っていたのですが、そうしますと、この手洗い場の横とかに小さな四角があるのですが、これがげた箱ということで考えてよろしくて、昇降口は今の中学校の建物の形状がここが壊すことができない。だから、一番いいのは昇降口に調理室と交換すればいいのになと最初思ったのですが、今、建物上の構成は直せないということですから、もともとの中学校の2階部分に上がる階段がこの昇降口とつながっていることも考えると、これは残すべきだなと思いました。

先ほど渋谷議員が質問された1.65平方メートルの1人当たりなのですが、そうしますと東側の学童保育室96.6平米になりますから、ここは若干名、人数は増やしてもよろしいのか。

それと、今、子どもの森は存続、残すということなのですが、将来的にこっちに来ることも考えて、5教室ということでいっちゃうのか。子どもたちの人数も、残念ながら減ってくることを考えると、そういうこともあり得るのかなと思いましたので、調理室は全員この5教室が一同に使うという内容でよろしいのか、お伺いします。

○狹守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 まず、学童保育室七郷の関係でございますが、こちらにつきましては一定期間残置ということで、一定期間、3月議会でしたか、ちょっとお話しさせていただきましたが、実際に今回の改修工事で、まず一番最初に使う学童は、菅谷小の2つの学童保育室になりますが、11年の4月には、全小学生がこの学童保育室を使うことになります。通常でいきますと前の年の令和10年の10月、11月頃から4月の申込みが始まってまいります。その時点で、七郷保育室を使う児童がどの程度いるのかというのは見えてくるのかなと思っています。

私どもが考えている部分では、一つは学校が1つに統合され菅谷地区になるということで、七郷地区の親御さん、こちらに迎えに来る形になるのですが、七郷に残置をすることでそちらを利用できるという反面というか、それと並行しまして、逆に親御さんの勤務先が熊谷ですとか深谷ですとか、そういった場所でいきますと、帰り、学童7時までの最大ですので、ぎりぎり間に合うという時間帯に来るには、線路を渡ったりですとか、信号を渡るとかそういったことを考慮しますと、一番北側の七郷の保育室もあると、帰りのお迎えは保護者にとっても利便性が高いのではないかとということを想定しまして、七郷を残置したいと考えておりますが、ただ残置をするに当たっては、当然支援員を配置しなければいけませんので、その支援員を配置するに値する児童数があるのかどうかということも現状ではちょっと把握はできない部分ではありますが、そういった部分も加味しながら、期間については現段階では示していないということが実態でございます。

それから、すみません。平米数は、先ほど申し上げたA-14の左上に学童保育室1から5までございますが、4までは、68.49、5につきましては、もともとの被服室が若干でかい面積ですので、その分の受入れは可能であると考えます。ただ、今回、こういった形の部屋になりますので、各部

屋の指導員の数も含めて、その辺も考えながら定員管理については考えていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） この学童保育室、何年生まで受入れが可能か、大体その想定をお聞きいたします。

以上です。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 学童保育室につきましては、小学校1年生から6年生までの受入れを想定しております。現状ですと高学年になりますと、まず登室をする日数が少なかったり、これは塾だとか、習い事だとか、そういった部分でだんだん登室しなくなるのですが、一方で、一部の子どもさんについては引き続き利用したいということもございます。したがって、現状ですと高学年の受入れが、長期休みの部分で受入れをすとかということで対応させていただいておりますが、今回の改正によりまして、1年生から6年生まで保育に欠ける児童については受入れをしていく考えで定員の管理を考えておる次第でございます。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 先ほどの渋谷議員のご質問の部分の回答でございます。よろしいでしょうか。

○狛守勝義議長 どうぞ。

○太田直人福祉課長 今、指定管理事業をシダックスがしてございますが、水道、電気につきましてはシダックスのほうで支払いをしています。ただ、年度末にまとめて、その辺の数量が出た段階でお支払いをいただいておりますので、今後、支払いの方法等は、先ほどの子メーターで毎月出せるものであれば、そういった形でお願いしていく考えがありますが、現状ではそういった形でお支払いをしていただいているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第27号 工事請負契約の締結について（（仮称）武蔵嵐山小学校学童保育室改修工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○狹守勝義議長 これにて本議会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして、第2回嵐山町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 2時51分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員